

令和 7 年度畜産生産力・生産体制強化対策事業

実施主体

公 募 要 領

令和 7 年 2 月

農林水産省畜産局

第1 総則

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

なお、本公募は、令和7年度予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得ますのであらかじめ御承知おきください。

第2 目的

本事業は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、牛個体識別番号と関連する生産情報等を集約・活用する体制整備を推進する取組、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化を図る取組及び和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業の応募者の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」のとおりとします。

3 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）を申請人とすることを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。

なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

（1）不動産取得に関する経費

（2）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、

- 退職金、賞与その他の各種手当)
- (3) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (4) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
 - (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
 - (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

第6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、令和7年度中とします。

第7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

別表1の全国組織事業について事業実施主体となりうる候補(以下「事業実施主体候補者」という。)の選定は、農林水産省畜産局(以下「畜産局」という。)において、審査して行うものとします。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

- (1) 提出された申請書類について、応募要件(応募者の要件、申請金額、事業期間等)及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、(2)以降の審査の対象から除外されます。

- (2) 審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者に対しヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

- (3) (2)の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

- (1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。

- (2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

- (3) 事業計画等の妥当性

① 事業計画等(事業内容、事業費等)が適当であるか。

② 本事業の実施能力を有しているか。

- (4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。

(6) その他考慮する事項

事業ごとに①及び②について考慮。

① 障害者の就労の有無

障害者が就労しているか（就労している場合は加点）。

② みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けているか（認定を受けている場合は加点）。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、畜産局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることになります。

第8 事業の実施について

本事業は、令和7年度予算の成立後に施行する「畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱」及び「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領」（以下「要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくことになります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

1 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、畜産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等。以下同じ。）状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。
なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。
- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

第 11 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体への応募について」他を作成し、提出期間内に提出してください。

2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和7年2月7日（金曜日）から令和7年2月28日（金曜日）17時まで（必着）とします。

(2) 提出先・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 畜産局 （「別表1の1」の「提出先」の欄を参照。）

畜産振興課：電話 03-6744-2587

メールアドレス：chikushin_koubo@maff.go.jp

食肉鶏卵課：電話 03-6744-2130

メールアドレス：chikushin_koubo@maff.go.jp

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には十分配慮します。

- ・ 応募申請書類チェックシート
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書
- ・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
- ・ 事業実施計画書
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料（ただし、前年度に採択された応募者については、内容に変更が無い場合に限り省略することができます。）

- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができます。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって郵送してください。1つの封筒に入れ、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。
- ※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。
- ※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）
- ※ 応募書類を電子メールにより提出を希望する場合には、問合せ先の送付先アドレスを確認し、件名を「畜産生産力・生産体制強化対策事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。
また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。

第 12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。
公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

農林水産省畜産局長 殿

住所
称号又は名称
代表者氏名

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体への応募について

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る公募要領第 11 の 1 に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

○○○○○
○○○○○
○○○○○

※複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

応募申請書類チェックシート

応募事業名	畜産生産力・生産体制強化対策事業 (〇〇)
-------	--------------------------

注：(〇〇)については、別表2の1の事業名及び事業メニュー欄の事業のうち応募する事業名を記載する。

応募者 チェック欄	様 式	申 請 書 類
☐		応募申請書類チェックシート（本紙）
☐	別記様式	畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体への応募について
☐	別記様式 別添2	畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書
☐	別紙様式 別添3	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (※)
☐	実施計画書様式	事業実施計画書
☐		謝金、賃金の設定根拠となる資料、応募団体の定める賃金支給規則
☐		応募団体の概要、定款（又は規約）、業務方法書など活動が分かる資料
☐		直近の総会資料（財務諸表を添付すること） ※事業実施主体の分のみで可。

注1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。

※ みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため事業実施年度に実践する内容をチェックシートで提出すること。

畜産経営体：別添3－1

それ以外：別添3－2

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書

応募事業名	
-------	--

受付番号

※ 応募者は記入しないこと。

(注) 応募事業名には別表 2 の 1 又は 2 の 2 の「事業名」及び「事業メニュー」欄の事業メニュー名を記載する。

1 応募者の概要

・次の項目について記載

事業実施主体			
申請者 (事業代表者)	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX		
会計担当者	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		
事務連絡先	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		

2 事業執行体制について

・次の項目について具体的に記載

① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について

② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3 事業執行方法について

・次の項目について具体的に記載

① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4 事業計画等について

・次の項目について具体的に記載

① 事業実施計画等が適当であるか。

→ （※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付）

② 事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方について

5 補助金管理体制について

・次の項目について、具体的に記載

① 会計規程の整備及び執行体制について

② 現在の財務状況について

6 過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

・受けていない場合は、右の□に✓を記入

☐

7 その他考慮する事項

（1）障害者の就労について

・障害者が就労している場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。

☐

（2）みどりの食料システム法に基づく計画の認定状況について

・事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて
受益する者がみどりの食料システム法に基づく環境負
荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の
認定を受けている場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があり

☐

ます。✓を記入する場合は、当該計画と当該計画に係る認定書を添付してください。

(注)内容は追加的に照会する必要があるよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。（特に枚数は問わない。）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(畜産経営体向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____

Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない口) 肥料の適正な保管	☐
☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない口) 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐
☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない口) 農業の適正な使用・保管	☐
☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない口) 農業の使用状況等の記録・保存	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない口) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
☐	※特定事業場である場合 (該当しない口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	関係法令の遵守	☐
☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
☐	※和牛生産を行っている場合 (該当しない口) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	☐

＜報告内容の確認と個人情報取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記は一般的な形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。そのため、各事業の展開・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先： _____

Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームド ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	☐
☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない□) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記は一般的な形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
☐	資源の再利用を検討	☐
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
☐	※特定事業場である場合 (該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
☐	関係法令の遵守	☐
☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
☐	※機械等を取り扱う事業者である場合 (該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

＜報告内容の確認と個人情報情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を推出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

(別表 1)

事業メニュー及び内容等について

事業名	事業メニュー及び内容	補助金の 予定額	補助率	提出先
1 家畜 能力等 向上強 化推進	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進 遺伝子解析情報に基づく乳牛改良を推進するために行う、遺伝子検査による選抜、遺伝子解析情報に基づき長命連産性に優れた乳牛改良のために必要な、生産性、体型データ等を収集し、遺伝的能力評価を実施する取組に対する助成。 ② 多様な育種素材の評価活用対策 特色ある優良遺伝資源の活用のために行う、ジャージー種等(ホルスタイン種以外)の乳用牛の多様な品種の受精卵導入に対する助成。	175,203 千円 以内	定額 1 / 2 以内 (ただし、 受精卵については 1 個 当たり 50 千円、性判別 受精卵については 1 個 当たり 65 千円を上限 とする。)	農林水産省畜産局 畜産振興課 家畜改良推進班
	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討 遺伝子解析情報を活用した系統分類手法の確立による近交係数上昇抑制改良手法の確立に向けた取組に対する助成。 イ 地域固有系統の再構築 牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う検討会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導、研修会の開催等	136,247 千円 以内	定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第 1 班

の取組に対する助成。 ② 多様な改良形質の活用推進 ア 新たな改良形質の SNP 解析 ③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策 ア 産肉情報基盤の強化・活用 遺伝的能力評価を活用した和牛改良を推進するために行う、枝肉情報、血統情報など、遺伝的能力評価に必要なデータの収集・分析と、分析結果の活用方法等を検討する取組に対する助成。 イ 新たな改良形質の検討・評価 枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析と評価手法等を検討する取組に対する助成。 ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の導入、機器の技術研修会の開催の取組に対する助成。		定額 定額（ただし、ウについては 1 / 2 以内）	
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 SNP 情報を活用した改良により、優良な種豚を作出するため、遺伝子検査、肉質等の検査・分析、検査に供するサンプルの購入、指定交配等を行う取組に対する助成。 ② 産肉能力の改良推進 産肉能力に関する信頼度の高いデータを収集するため、データ収集体制の構築に向けた検討会の開催や、正確なデータ測定方法の指導、得られたデータの分析等を行う取組に対する助成。 ア 産肉能力データ収集体制の構築 イ 産肉能力データ測定機器の導入	29,354 千円以内	定額（ただし、指定交配を行う場合は、1 頭当たり 100 千円を交付する。） 定額 1 / 2 以内	農林水産省畜産局 畜産振興課 中小家畜振興推進班

	安定的に初生ひなを供給する体制を構築するための実態調査・検討会を開催する取組に対する助成。 ウ 種鶏育成資材安定調達に関する検討 種鶏用ワクチン等、種鶏育成に必要な資材の調達に関する実態調査・検討会を開催する取組に対する助成。			
2 畜産 情報活 用強化 対策	(1) コンソーシアムの設置・運営 牛の個体識別情報及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用するためのシステムの仕様や情報の利活用のためのルール作りを行う検討会の開催等の取組を支援 (2) 生産情報の集約・分析のためのシステム整備 生産情報の集約・活用のために必要なシステムの構築、ソフトウェア開発等の取組を支援 (3) 民間クラウドとの連携による情報の利活用 全国データベースと民間クラウドとの間で情報の共有を行うために必要な調査・ソフトウェア開発等の取組を支援 (4) 牛個体識別台帳電算システムの機能強化 牛個体識別台帳電算システムの機能強化のための開発等の取組を支援	240,197 千円 以内	定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 家畜遺伝資源管理 推進班
3 肉用 牛短期 肥育・出 荷月齢 の早期 化推進	(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援 ① 早期出荷の全国普及推進 ② 早期出荷コンソーシアムによる実証支援 (2) 早期出荷牛肉の流通促進	80,524 千円 以内 71,487 千円	定額（地域での早期出荷実証については、実証に供する子牛1頭当たり150千円・1地域当たり50頭以内、実証に供する肥育牛1頭当たり135千円・1地域当たり50頭以内を上限とする。） 定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第1班 農林水産省畜産局

	① 早期出荷牛肉の品質評価 早期出荷牛肉の認知度向上及び理解醸成を図るため、早期出荷牛肉及び慣行肥育牛肉の成分検査、食味検査等を実施する取組。 ② 先進地調査 肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化に取り組む先進地の調査の実施。	以内		食肉鶏卵課 食肉流通班
4 和牛の信頼確保対策	(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築を図るために行われるモニタリング調査の計画づくりのための検討会を開催する取組に対する助成。 (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査 (1)で策定した計画に基づいた遺伝子型の検査による親子判定を行う取組に対する助成。	31,500 千円以内	定額 定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第1班

事業内容及び応募者の要件について

事業名	事業メニュー	個別要件	共通要件
1 家畜能力等向上強化推進	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進 ② 多様な育種素材の評価活用対策	事業内容に掲げる遺伝子検査やデータ収集等を行うために必要な乳用牛について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	事業名に掲げる1((2)の②を除く)、3及び4の事業について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者であること。ただし、事業メニュー欄の(2)の②については、個別要件の(1)から(5)までのいずれかに該当しゲノミック評価が実施できる者、鶏については、次の(1)から(4)まで又は個別要件の(2)のいずれかに該当する者であること。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） (4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策	事業実施のために必要な肉用牛の遺伝子育種について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	
	② 多様な改良形質の活用推進対策	(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運	

	営についての規約の定めがある団体に限る。) (4) 都道府県 (5) (1) から (4) までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策	事業内容に掲げるデータの収集等を行うために必要な肉用牛の改良について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進	事業内容に掲げる検査・分析等を行うための十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
② 産肉能力の改良推進	事業内容に掲げる産肉能力のデータ収集・分析を図るための十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
(4) 鶏 ① 始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術の習得及び普及 ② 始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術を導入及び推進する取組	(1) 事業内容に掲げる始原生殖細胞 (PGCs) の凍結保存等技術の習得等を行うために必要な鶏について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。

		(2) 応募者は、共通要件の欄の1から4まで又は民間企業、特定非営利活動法人、独立行政法人、協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）、都道府県（②の取組に限る。）のいずれかに該当する者であること。
	③ 国内育種資源供給体制推進対策	事業を推進するために必要な国内の初生ひなの供給に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること

2 畜産情報活用強化対策		複数の構成員が連携して組織する集団であって、以下の要件を満たすこと。 (1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法等を明確にした運営等に係る規約を定めがあること (2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること (3) 牛の個体識別情報及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用することができる者を構成員として組織されていること	
3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進	(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援 ① 早期出荷の全国普及推進 ② 早期出荷コンソーシアムによる実証支援 (2) 早期出荷牛肉の流通促進 ① 早期出荷牛肉の品質評価	事業を推進するために必要な肉用牛の早期出荷に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。 事業内容に掲げる早期出荷牛肉の品質評価等を行うために十分な知見を持ち、本事業	

	早期出荷牛肉の認知度向上及び理解醸成を図るため、早期出荷牛肉及び慣行肥育牛肉の成分検査、食味検査等を実施する取組 ② 先進地調査 肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化に取り組む先進地の調査の実施	を効果的に実施できる体制を有すること。
4 和牛の信頼確保対策	(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査	事業内容に掲げる遺伝型の検査等を行うために必要な技術に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。

(別表 3)

補助対象経費について

I 共通経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

Ⅱ 事業別経費

1 家畜能力等向上強化推進

(1) 共通項目

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	

(2) 乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用	凍結精液の使用・管理に必要な	財産管理台帳を整備するこ

・管理器具購入費	器具の購入にかかる経費	と。
受精卵導入費	受精卵及び性判別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
受精卵生産費・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する経費	

(3) 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	
	新たな改良形質測定機器の購入費	新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

(4) 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者に対し交付する奨励金	
	プログラム開発・改修費	種豚データ分析のためのプログラム開発・改修にかかる経費	
	データ測定機器の購入費	産肉能力に関するデータを測定するために必要な機器（体重測定器、超音波測定器等）の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

(5) 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入費	始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの導入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	早期出荷を実証するコンソーシアムに対し交付する奨励金	

(2) 早期出荷牛肉の流通促進

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得 ・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	

4 和牛の信頼確保対策

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得 ・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	